

日本貨物鉄道株式会社防災業務計画

I 一般編

2026年3月

日本貨物鉄道株式会社

目 次

第1章	総 則	
第1節	目 的	1
第2節	実施の方針	1
第2章	防災体制	
第1節	施設に対する防災体制	1
第2節	災害対策本部の設置・運営	1
第3節	防災業務機器の整備	2
第3章	災害予防	
第1節	防災上必要な教育	2
第2節	防災上必要な訓練	2
第3節	防災体制	2
第4章	災害応急対策	
第1節	情報の収集及び連絡	2
第2節	広 報	3
第3節	水防、消防及び救助に関する措置	3
第4節	建設機材の現状の把握及び運用	3
第5節	社員の現況把握及び活用	3
第6節	災害時における資材の供給等	3
第7節	通信連絡の方法	3
第8節	電力の確保	3
第9節	輸送対策	4
第10節	自衛隊への救助要請	4
第11節	非常用食料等の備蓄	4
第12節	社員及び家族の安否確認	4
第13節	津波警報発表時の対応	4
第5章	災害復旧	
第1節	災害復旧の実施の基本方針	4
第2節	災害復旧計画及び実施	4

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第39条第1項の規定に基づいて定める防災業務計画であって、日本貨物鉄道株式会社（以下「当社」という。）が管理運営する貨物鉄道事業及びこれに関連する事業等に係る車両、施設、設備等の災害予防、災害応急対策、災害復旧等について、迅速適切に処理すべき業務の大綱を定め、もって防災活動の総合的且つ有機的な推進をはかることを目的とする。

第2節 実施の方針

この計画は、当社の輸送事業を災害から未然に防止し、災害時には早期復旧につとめ、輸送の確保をはかり、その社会的使命を発揮できるよう、線路、施設等が自然現象から受ける環境変化を的確に把握し、広域自然災害に対応する防災施策を樹立するとともに、関係行政機関、関係公共機関及び鉄道事業者をはじめとした関係会社との密接な連携のもとに、万全の措置を講ずることをもって、その基本方針とする。

第2章 防災体制

第1節 施設に対する防災体制

災害の発生に対処するため、諸般の施設の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう綿密な整備計画をたて、その実施の推進をはかるものとする。

第2節 災害対策本部の設置・運営

- 1 災害が発生した場合においては、当該災害の規模その他の状況により、必要に応じ本社及び当該支社に災害対策本部を設置し、災害応急対策及び災害復旧の推進をはかる組織をあらかじめ構成しておくものとする。
- 2 災害時に非常参集する社員及び計画をあらかじめ定めておく。なお、非常参集する社員は、安否確認報告後、非常参集箇所に集合し、定められた業務にあたるものとする。
- 3 事故・災害等が関東地域で発生した場合で、本社の指令機能が麻痺し本社・支社間の通信が途絶えた際には、社長は、本社の体制が整うまでの間、本社列車の運行指令権を支社に委任する。

この場合、東日本エリア（関東支社以北）は東北支社長が、また西日本エリア（東海・関西支社以西）については関西支社長が、それぞれ社長代行を行うものと

し、本社指令機能が回復した時点で、東北及び関西支社長による社長代行は中止する。

第3節 防災業務機器の整備

- 1 関係機関との連絡を緊密に行い、事故・災害等の予報及び警報の伝達、情報の収集等に必要な機器を整備しておくものとする。
- 2 大規模な地震等が発生した場合の情報収集、連絡等を行うため、携帯電話、可搬型衛星通信装置などの配備を進めるものとする。

第3章 災害予防

第1節 防災上必要な教育

防災業務に従事する社員に対し、平常業務を通じて災害予防に関する教育を行い、知識の普及をはかるとともに、施設機能の保全に必要な技術を高度に発揮できるようその体制を整備し、防災対策の計画的な推進をはかるものとする。

第2節 防災上必要な訓練

防災関係業務に従事する社員に対しては、防災対策、災害復旧等に必要な判断力と技能を養成し、迅速かつ適切な災害復旧活動ができるよう所要の訓練を行うものとし、総合防災訓練等に積極的に参加させるとともに情報連絡、予防措置等災害防止に関する知識の吸収に努めさせるものとする。

第3節 防災体制

- 1 災害の発生が予想される場合には、輸送の安全を確保するため、防災規程に基づき、すみやかに所定の体制をとるものとする。
- 2 予報及び警報を関係現業機関に迅速かつ正確に伝達するため、その組織及び方法並びに警報の発令基準等について、あらかじめ所要の定めをしておくものとする。
- 3 災害時において、ただちに必要となる要員、機器、資材等の入手方法及び輸送の計画をたて、調達・輸送管理体制を確立するものとする。

第4章 災害応急対策

第1節 情報の収集及び連絡

災害に関するあらゆる状況を迅速かつ的確に把握するため、現地の状況を報告する方法、報告事項の基準等を定めておくものとし、また、関係行政機関、関係公共機関及び鉄道事業者をはじめとした関係会社と密接な情報連絡を行うことができるよう、これに必要な措置を定めておくものとする。

第2節 広 報

災害が発生した場合において、被災線区等の輸送状況、被害状況等を迅速かつ適切に把握し、報道機関等にこれを発表できるよう、その体制を定めておくものとする。

第3節 水防、消防及び救助に関する措置

出水、火災等の災害から人命及び施設を守るため、必要な機器、用具等を整備するとともに救難救護等に必要な措置を講じておくものとする。

第4節 建設機材の現状の把握及び運用

当社のみならず、部外の関係機関等における応急用建設機材の配置状況及びその種別、数量等を把握し、災害時には緊急使用できるよう、その方法及び運用について定めておくものとする。

第5節 社員の現況把握及び活用

災害業務に従事する社員の技術及び技能の程度、人員、配置状況等を的確に把握しておくとともに、緊急時における従事命令の発動方法、手順等を定めておくものとする。

第6節 災害時における資材の供給等

応急資材の供給については、緊急調達制度の活用、貯蔵品の保有及び配置、緊急配給体制の確立等により、迅速な供給の確保をはかるものとする。

第7節 通信連絡の方法

- 1 事故・災害時においては、あらゆる手段を講じて本社・支社間、関係機関との通信連絡の確保をはかることはもとより、非常無線通信規約による関係行政機関等通信系の相互活用も行うものとする。
- 2 大規模災害の発生時においては、通信回線の輻輳を回避するため、優先使用電話を指定し緊急以外の通話を制限するものとする。

第8節 電力の確保

災害時における電力確保のため、非常用予備発電装置等及び予備電源設備の利用方策を定めておくものとする。

第9節 輸送対策

災害時における輸送の円滑を期するため、列車の迂回及びトラック代行輸送の手配等の輸送対策を策定しておくものとする。

第10節 自衛隊への救助要請

発災時の被害が甚大で人命救助等の必要がある場合、関係地方自治体の長を通じて、自衛隊の出動要請を行うものとする。

第11節 非常用食料等の備蓄

発災時に備えて、必要に応じ保存食料、飲料水等を備蓄するものとする。

第12節 社員及び家族の安否確認

災害時には、社員及び家族の安否を確認するものとする。

第13節 津波警報発表時の対応

防災業務計画（Ⅲ南海トラフ地震 及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震編）第3章に準じる。

第5章 災害復旧

第1節 災害復旧の実施の基本方針

災害に伴う社会経済活動を早急に回復し、再び同様の災害を被ることのないよう、関係行政機関が行う復旧事業等を考慮して、迅速かつ適切な災害復旧を実施するものとする。

第2節 災害復旧計画及び実施

災害の復旧については、応急工事の終了後はすみやかに、本復旧計画をたて、これを実施するものとする。

本復旧計画の実施にあたっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期するものとする。